コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　FUKUDA CORPORATION

最終更新日：2017年3月31日
株式会社　福田組
代表取締役社長　太田　豊彦
問合せ先：経営企画部　TEL025-266-9111
証券コード：1899
http://www.fkd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業としての社会的責任とコンプライアンスの重要性を認識し、株主、顧客をはじめ取引先、地域社会及び従業員など、ステークホルダーに貢献し満足を与えられるよう、コーポレートガバナンスを重要な経営課題としてとらえております。
当社は、最適なコーポレートガバナンス体制を実現するため、株主の権利・平等性の確保、取締役会機能の発揮、積極的な情報開示による経営の透明性確保に努めております。これらのコーポレートガバナンス機能の発揮による迅速な意思決定と効率的な業務執行、監督機能の有効活用は、中長期的な企業価値の向上、そして社会への貢献に資すると考えております。
当社は「社是」にあるように、創業以来「誠実であること」を変わらぬ想いとして受け継いできております。「誠実であること」によってステークホルダーへ最高の満足と感動を提供でき、ベストパートナーとしての信頼を寄せていただくことにつながると信じております。
また「経営理念」では、「挑戦すること」がステークホルダーの「感動的価値」につながると考えております。
さらに、グループ全体のアイデンティティーとして「福田グループスピリット『100年先も誠実』」を2015年に制定いたしました。その意図するところは、グループ全体のきずなを深め、すべてのグループ役職員が「誠実であること」を「未来永劫に続けてゆく」ことへの意識の共有であります。
当社は、これらの「社是」「経営理念」などを基に「行動憲章」を制定し、取締役会が主体となり、すべての役職員共通の行動規範とし、実践に努めております。

なお当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および運営方針を「福田組コーポレートガバナンスガイドライン」にとりまとめ、ウェブサイトに公表しております。URL http://www.fkd.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf
また、コーポレートガバナンスコードへの対応をご理解いただきやすくする為、以下の資料を添付しております。
・別紙1：社外役員（社外取締役、社外監査役）の独立性に関する判断基準
・別紙2：コーポレートガバナンスガイドライン内での主語・目的語の範囲
・別紙3：コーポレートガバナンス・コード、福田組コーポレートガバナンスガイドライン対応表

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4　議決権の電子行使および招集通知の英訳等】
当社は、議決権の電子行使および招集通知の英訳等に関して、株主構成や議決権行使の状況を勘案し必要とした場合に、株主総会での議決権行使比率や、費用対効果等を勘案し検討・整備を行ってまいります。

【原則3－1－2　株主への英語での情報開示】
当社は、株主構成や議決権行使の状況を勘案し必要とした場合に、決算関連の開示情報、英訳の検討・整備を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引企業との関係の維持・強化等や資金調達面を勘案し、経営戦略の一環として上場株式を保有し、その経済合理性や将来の見通し等を毎年取締役会において検証しております。また、政策保有株式の議決権行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かと、当該企業の企業価値向上に資するものであるか否かを精査した上で、その行使を総合的に判断しております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、当社の役員や主要株主(議決権所有割合が10%以上の株主)等が当社との取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、事前にその可否について取締役会で審議を行い、承認を得ることとしております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(ⅰ) 経営理念、経営戦略、経営計画
(1) 経営理念
当社は経営理念として「社是」「経営理念」「福田グループスピリット」「行動憲章」を定めております。詳細に関しては、当社ウェブサイト、または福田組コーポレートガバナンスガイドラインをご参照ください。
・経営理念について：URL http://www.fkd.co.jp/company/index.html
・福田組コーポレートガバナンスガイドライン：URL http://www.fkd.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf
(2) 経営戦略、経営計画
当社は経営戦略、経営計画として「長期ビジョン」「中期経営計画」を策定しております。詳細に関しては、当社ウェブサイトをご参照ください。
・長期ビジョン・中期経営計画：URL http://www.fkd.co.jp/financial/pdf/page6/20160212-1.pdf

(ⅱ) コーポレートガバナンスに関する基本方針
本報告書Ⅰ.1.「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(ⅲ) 経営陣幹部の報酬決定の方針・手続
当社は、経営陣幹部の報酬に関して、代表取締役社長が報酬案を作成し、事前に社外取締役の助言・提言を仰いだ上、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、役位と業績等を総合的に勘案して取締役会の決議により決定しております。なお、報酬額の決定は、対象者の報酬がその役割・責任・リスクテイクに相応しい水準であるかを基準として行っております。

(ⅳ) 取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名を行う際の方針と手続
当社は、取締役候補者の指名及び取締役以外の経営陣の選任に関して、代表取締役が人事案を作成し、事前に社外取締役の助言・提言を仰いだ上で、取締役会の決議に基づき行っております。また、監査役候補者の指名に関しては、代表取締役社長が人事案を作成し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により行っております。なお、指名・選任は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に反映させられるとともに、重要な意思決定や経営陣に対する適切な監督の実行ができることを基準として行われております。

(v) 取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明
当社は、取締役・監査役候補者に関しては、個々の指名理由を株主総会招集通知に記載するとともに、当社ウェブサイトにて公表しております。詳細に関しては、当社ウェブサイトをご参照ください。
・第90回定時株主総会招集ご通知 ： URL http://www.fkd.co.jp/financial/pdf/page6/20170309.pdf

【補充原則4－1－1　取締役会から経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、法令や定款等に定められた事項のほか、経営の方針・計画、業務執行に関する重要事項等を、取締役会が審議・決議すべき事項として取締役会規程等に定め明確にしております。また、経営陣は、社内規程等により定められた決裁権限の範囲内において業務執行、意思決定を行うこととしております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、企業経営経験者、有識者等から独立社外取締役を2名以上選任することで、その知識・経験・能力をもとに経営計画、経営方針、取締役・経営陣の人事・報酬に対し産業の枠を超えた戦略面での前向きなアドバイスを受けるとともに、経営陣への利益相反の監督、株主共同利益や受託者責任の観点からの意見・監督を取締役会の運営に適切に反映させております。

【原則4－9　独立社外役員の独立性判断基準】
当社は、社外役員の独立性に関する判断基準を定め、福田組コーポレートガバナンスガイドライン「別紙1」にその内容を記載しておりますので、ご参照ください。
・福田組コーポレートガバナンスガイドライン：URL http://www.fkd.co.jp/company/pdf/guidelines.pdf

【補充原則4－11－1　取締役会の構成についての考え方】
当社は、取締役会の構成に関して、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと価値観の多様性が確保されるような人材を社内、社外から選任し、人数は15名以内としております。

【補充原則4－11－2　取締役・監査役の兼任状況】
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役、監査役の業務に振向けるために、他社役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるものとしており、上場会社の役員の兼任に関しては4社を上限としております。なお、重要な兼任状況を毎期株主総会招集通知および有価証券報告書に記載するとともに、ウェブサイトにて公表しておりますので、ご参照ください。
・第90回定時株主総会招集ご通知 ： URL http://www.fkd.co.jp/financial/pdf/page6/20170309.pdf
・第90期有価証券報告書 ： URL http://www.fkd.co.jp/financial/pdf/page3/90th_securities12.pdf

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性評価とその結果の開示】
当社の取締役会は、毎年1回以上、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。平成28年の評価方法及び結果の概要は以下のとおりであります。
(1) 評価方法
全取締役によるアンケート方式（自己評価）
・対象期間 ： 平成28年1月から12月
・実施日 ： 平成29年3月取締役会
(2) 評価結果の概要
当社の取締役会の運営において、議題・資料の提示は適切であり、審議事項・報告事項も適切に選定されており、審議時間も十分に確保されております。また、社外取締役、監査役からも活発に意見が出されており、取締役会全体としての実効性は相応に機能していると評価しております。
(3) 今後の取組み
当社は各取締役から提示された多様な意見と評価結果を踏まえ、更なる取締役会の実効性の向上を図り、コーポレート・ガバナンス体制の強化と充実に努めてまいります。

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング方針】
当社は、福田グループ全体の取締役・監査役の知識向上と意思統一を図るため、年に2回以上「グループ役員研修会」を開催しております。また新任役員に対しては、毎期「グループ新任役員研修会」を開催し、取締役・監査役として求められる役割と責任を理解する機会を設けるとともに、社外役員が新たに就任する際には、福田グループの事業・組織・財務の説明を行い、適切な情報提供に努めております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主が当社の経営戦略や事業計画等に対する理解促進を図る手段として株主とのコミュニケーションが有益であると考えており、以下の方針に基づき合理的と判断できる範囲において、株主とのコミュニケーションを行うこととしております。
(1) 株主とのコミュニケーションの充実を図るため、株主構造の把握に努める。
(2) 株主とのコミュニケーションに関しては、管理部が窓口となり、経営陣の中から選任されたIR担当が統括の上、合理的な範囲で経営陣が対応する。
(3) 株主とのコミュニケーションが有益なものとなるよう、社内での連携に努める。
(4) 定時株主総会、IR説明会等により情報開示の充実に努める。
(5) 株主とのコミュニケーションにより把握した株主の意見・懸念に関しては、経営陣・取締役会に対し適切に報告する。
(6) 株主とのコミュニケーションを行う者は、インサイダー情報について、社内規程に基づき厳重に管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人　福田育英会	3,343,319	7.44
株式会社第四銀行(常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2,198,005	4.89
福田　直美	2,158,214	4.80
福田　フジ	1,633,538	3.63
小沢　和子	1,607,171	3.58
福田石材株式会社	1,530,972	3.41
福田組共栄会	1,278,000	2.84

福田　勝之	1,164,375	2.59
福田　浩士	1,157,944	2.58
株式会社重機リース	907,085	2.02

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
矢澤　健一	他の会社の出身者								△			
中田　義直	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢澤　健一	○	矢澤健一氏が平成23年6月まで在籍していた株式会社第四銀行は当社の取引金融機関ですが、同行からの借入依存度は顕著なものではございません。	金融機関経営者としての経験から、豊富な知識、経験、能力を有しており、産業の枠を超えた客観的、中立的な意見発信が期待されます。 当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
中田　義直	○	中田義直氏は、本年１月より、当社から所長を務める税理士事務所が顧問報酬を受け取っておりますが、僅少な額でございます。なお、第90回定時株主総会開催日であります平成29年3月28日をもちまし	国税局出身の税理士として、豊富な知識、経験、能力を有しており、実務に即した客観的、中立的な意見発信が期待されます。 当社はこれらが重要な意思決定や、経営陣に対する適切な監督に反映され、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献していただけると判断し、選任しております。

		て、当社の顧問税理士を退任しております。	なお、当社は同氏が東京証券取引所が定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から監査の方法及び結果について直接報告を受けております。また、内部監査部門が会計監査に関する具体的内容を適時に監査役会へ報告しております。内部監査部門は、監査役会と協議した監査計画に基づき、関連会社を含めた会計監査、業務監査の全般にわたり共に往査場所へ赴くほか、内部監査部門を指揮した監査については、その都度、監査役に報告され、必要な場合は取締役会等で結果を公表しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
砂田　徹也	弁護士										○			
宮島　道明	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
砂田　徹也	○	砂田徹也氏は当社から監査報酬の他に、代表を務める弁護士法人が顧問報酬を受け取っておりますが、僅少な額であります。	弁護士として豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして、現在、当社社外監査役として、客観的および中立的な立場から意見を述べ、その職責を果たされてきたことから、社外監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

宮島　道明	○	宮島道明氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に平成22年8月まで所属されておりました。平成22年9月に独立されて以降、同氏と同法人との間に利害関係はございません。	公認会計士として豊富な経験や高い見識を有しており、これらを活かして、客観的および中立的な立場から意見を述べ、職責を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。 なお、当社は同氏が東京証券取引所の定める独立性基準には該当する項目がなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

退職慰労金制度を廃止しており、会社及び担当部門の業績により、翌事業年度の報酬を決定しております。
取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2016年より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示内容は、取締役と監査役に区分し、年間総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬額を平成28年3月29日開催の第89回定時株主総会において、年額450百万円以内と定めております。経営陣幹部の報酬に関しては、代表取締役社長が報酬案を作成し、事前に社外取締役の助言・提言を仰いだ上、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により決定することとしております。なお、報酬額の決定は、対象者の報酬がその役割・責任・リスクテイクに相応しい水準であるかを基準として行うこととしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、社外取締役の知識・経験・能力をもとに経営計画・経営方針、取締役・経営陣の人事・報酬に対し、産業の枠を超えた戦略面での前向きなアドバイスや、経営陣への利益相反の監督、株主共同利益や受託者責任の観点からの意見・監督を期待しております。
これらの社外取締役に期待する能力・役割を発揮していただくため、当社では取締役会の事務局である経営管理室が、社外取締役にとって有益となる情報に関しては、取締役会の関連資料にとどまらず適宜提供を行い、また弁護士・会計士・コンサルタントといった外部の専門家の助言を得ることが有益となり得る場合には、会社の費用において助言を得ることができる体制を整えております。
なお、当社は監査役の職務補助人として、監査役の求めに応じて監査役を補助する部署を設置できることとしており、社外監査役を含め、監査役が行う監査役の執行業務に対する監視のサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) ガバナンス機能について
当社は、取締役会設置会社であり、併せて取締役と執行役員の役割・機能・職務等を明確にするために執行役員制度を導入しております。
取締役会は、月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営戦略や経営の重要事項について審議を行い、必要な意思決定と業務執行の監視を行っております。
取締役会の決定した経営方針を遂行するための具体的計画を立案及び取締役会決定事項の実行を監督する機関として経営委員会を設置して

おります。原則、当委員会は隔週1回開催されており、必要に応じて各業務執行担当者を参加させ審議しております。経営委員会の立案計画の実施状況を確認する会議体としての進捗会議（店長・事業部長会議）に取締役が同席し、その報告を受けております。
監査機能については、監査役会を設置し、取締役会等の重要な会議への出席や業務監査を行うことを通じて、取締役の職務執行を監視・検証しております。また、会計監査人から監査の方法及び結果について報告を受けております。さらに、内部監査部門として監査室を設置し、適法性監査を中心に業務の適正確保に努めております。

⑵ 監査の状況について
会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を新日本有限責任監査法人との間で締結しており、当社と同監査法人及び当社の監査業務に従事する業務執行社員との間には特別な利害関係はなく、公正な監査が実施される環境を整備しております。
平成28年度において会計監査業務を行った公認会計士は以下のとおりであり、また、その補助者は15名であります。
指定有限責任社員　業務執行社員　江島　智氏
指定有限責任社員　業務執行社員　塚田一誠氏

⑶ 責任限定契約の内容の概要について
当社と取締役（業務執行役員等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める金額とし、その超える額について損害賠償責任を免除いたします。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員制度については、取締役員数の最適化を図ることにより、取締役会の迅速な意思決定と業務執行の監督機能を強化するとともに、業務執行をより効率的かつ迅速に進めることを目的とし、経営委員会では、取締役会との意思疎通を図るとともに、各事業部門において適確かつ効率的な業務執行を行う体制構築を目指しているものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業レポート、有価証券報告書等	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部情報管理・自社株等取引に関する規程、個人情報保護規程、内部通報規程
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001取得・環境報告書

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス宣言」及び「福田組行動基準」を定め、全役職員が法令を遵守した職務の執行を行うための行動規範を明確にしております。また、違法行為等に対しては、「内部通報規程」を定めて、不正行為等の早期発見と是正及び公益通報者の保護を図っております。

情報管理については、業務執行に係る重要な文書又は情報の保存及び管理に関する規程を定めており、重要事実の取扱等は内部情報管理委員会において決定し、早期に公表する体制を整備しております。

リスク管理体制は「リスク管理基本方針」を定め、全社的な重大リスクが発生又はそのおそれがある場合、危機対策本部を設置し、これに対応することとしております。なお、自然災害等の緊急事態について、対応マニュアルを整備しております。

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、業務執行部門の数値目標を明確に設定し、業務管理を行っております。また、取締役会から、経営委員会に一定事項の決定を委任し、執行役員に業務執行を委任することで、迅速な意思決定が行われる体制を確保しております。さらに、当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、グループ会社管理部署のもとに、数値目標を明確に設定し、業績管理を行うとともに、グループ各社の業務運営、財務状況について定期的に把握し、必要に応じて改善等を指導しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関しては、「福田組　行動基準」及び「反社会勢力との関係遮断に関する規程」において反社会的勢力には、毅然と対応し、不法・不当要求には一切応じないことを定めております。また、総務人事部を対応統括部署として、情報の収集や啓蒙活動を行っております。

なお、当社より発注される工事請負契約約款には、発注先が反社会的勢力と関係を有していないことを条件としておりますが、万一、関係者であることが判明した場合には、契約を解除する旨について規定しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

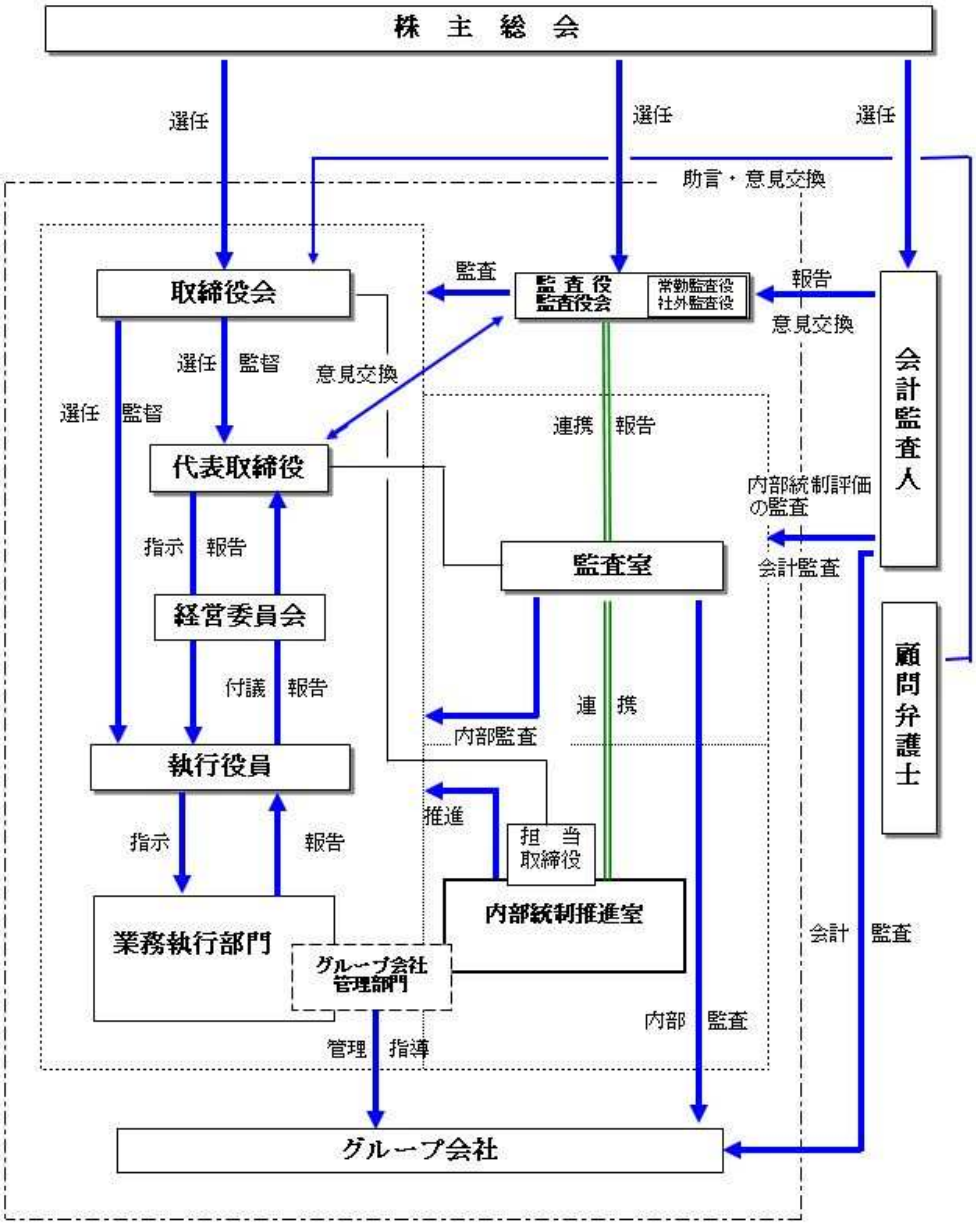
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、コーポレートガバナンスの充実に向けて、内部統制システムを構築するため設置した内部統制推進室によって、会社がその社会的責任を果たし、法令等を遵守する体制を強化してまいります。また、情報に関する統一的、網羅的な管理規定を定め、情報セキュリティが確保される体制を構築します。

社内外のリスク管理については、その識別、評価、監視の重要性を認識し、取締役及び執行役員が各業務部門において規則やガイドラインの制定、研修の実施などの適切な管理及び対処を行い、各業務に対応したリスク管理部署がその適正性について監査する体制を整備いたします。

グループ各社においても、コンプライアンス体制に係る基本方針を定め、業務が適正に行われる体制を構築、強化してまいります。

内部統制システムの有効性を確保するため、内部監査機能として監査室が監査役と連携し、当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合しているかを監査し、必要に応じて改善提言を行う体制を整備いたします。


株 主 総 会
選任
選任
選任
助言・意見交換
取締役会
監査
監 査 役
監査役会
常勤監査役
社外監査役
報告
意見交換
会計監査人
選任
監督
意見交換
選任
監督
連携
報告
代表取締役
内部統制評価
の監査
指示
報告
監査室
会計監査
経営委員会
顧問弁護士
付議
報告
連
携
内部監査
執行役員
推進
担 当
取締役
指示
報告
業務執行部門
内部統制推進室
会計
監査
グループ会社
管理部門
内部
監査
管理
指導
グループ会社